

中小企業事業継続力強化計画制度研究会設置について

令和 6 年 9 月

中小企業庁経営安定対策室

1. 目的

地震、豪雨等の自然災害等の発生が中小企業の事業活動に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、自然災害等が発生した場合における中小企業の事業活動の継続力の強化を図るため、令和元年に中小企業強靱化法により中小企業等経営強化法を改正し、中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画（事業継続力強化計画）について、経済産業大臣が認定する制度を創設し、これまで実施してきたところである。

令和元年中企業等経営強化法の附則において、「5 年を目途として、実施状況を勘案し、必要な措置を講じること」とされているところであり、今回、これまでの事業継続力強化計画制度の実施状況や、近年の自然災害等の状況、中小企業の防災・減災対策の課題等の確認、整理を行い、今後、必要な対応等について検討を行うため、学識経験者、中小企業団体、金融・保険関係機関等の B C P に関係する有識者からなる中小企業事業継続力強化計画制度研究会を設置する。

2. 検討項目

- （1）本計画の性質を踏まえた現状の認定状況の評価と、認定事業者拡大に向けた取組のあり方
- （2）事業者にとって意味のある実効性の高い計画の策定に向けた対応のあり方
- （3）継続と見直しを促す取組のあり方

3. 議事の取扱い

- （1）本研究会は、原則、非公開とする。
- （2）研究会の資料及び議事要旨は原則として公開する。
ただし、座長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公開しないものとするができる。
- （3）会議の議事録については、原則、非公開とする。